

私設取引システムにおける電子記録 移転権利等の取引等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、正会員が運営する私設取引システムにおける電子記録移転権利の取引に関し必要な事項を定めることにより、電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利の私設取引システムにおける取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護及び電子記録移転権利に係る流通市場の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 電子記録移転権利

定款第3条第1号に規定する電子記録移転権利をいう。

2 適用除外電子記録移転権利

定款第3条第2号に規定する適用除外電子記録移転権利をいう。

3 認可PTS

電子記録移転権利について金融商品取引法（以下「金商法」という。）第30条第1項本文により、金商法第2条第8項第10号に掲げる行為を業として行うに際し認可を受けて運営する私設取引システム（同法第2条第8項第10号に掲げる行為（同号ロ及びハに掲げる売買価格の決定方法により行うものを除く。）による有価証券の売買を行う市場をいう。以下同じ。）をいう。

4 認可PTS銘柄

電子記録移転権利（金融商品取引法施行令第2条の13第8号から第12号に規定する電子記録移転権利に限る。）のうち、正会員が自ら開設する認可PTSにおける取引の対象とするものをいう。

5 認可PTS銘柄取引

私設取引システムにおいて行われる認可PTS銘柄の売買をいう。

6 媒介等

媒介、取次ぎ又は代理をいう。

7 認可PTS運営業務

正会員が自ら開設する認可PTSにおいて認可PTS銘柄取引又はその媒介等を行う業務をいう。

8 認可PTS取引業務

正会員が他の正会員の開設する認可PTSにおいて認可PTS銘柄取引若しくはその媒介等を行う業務又は当該媒介等の委託の取次ぎを行う業務をいう。

9 認可PTS運営正会員

私設取引システム運営業務（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第9号に規定する私設取引システム運営業務をいう。）の認可を受けて、認可PTS運営業務を行う正会員をいう。

10 認可PTS取引正会員

認可PTS取引業務を行う正会員をいう。

11 登録PTS

金商法第30条第1項ただし書きにより、同法第2条第8項第10号に掲げる行為を業として行うに際し認可を受けずに運営する私設取引システムをいう。

12 登録PTS銘柄

電子記録移転権利（ただし、正会員が第20号で規定する自社顧客型登録PTS運営業務を行う場合に限り、当該自社顧客型登録PTS運営業務においては電子記録移転権利及び適用除外電子記録

移転権利とする。)のうち、金商法第30条第1項第4号に掲げる有価証券であって、正会員が自ら開設する登録PTSにおける取引の対象とするものをいう。

13 公募登録PTS銘柄

登録PTS銘柄のうち、金商法第4条第7項各号に掲げる開示が行われている場合に該当するものをいう。

14 登録PTS銘柄取引

登録PTSにおいて行われる登録PTS銘柄の売買をいう。

15 登録PTS運営業務

正会員が自ら開設する登録PTSにおいて登録PTS銘柄取引又はその媒介等を行う業務をいう。

16 登録PTS取引業務

正会員が他の正会員の開設する登録PTSにおいて登録PTS銘柄取引若しくはその媒介等を行う業務又は当該媒介等の委託の取次ぎを行う業務をいう。

17 登録PTS運営正会員

登録PTS運営業務を行う正会員をいう。

18 登録PTS取引正会員

登録PTS取引業務を行う正会員をいう。

19 取次型登録PTS運営業務

登録PTS運営業務のうち、登録PTS取引正会員の顧客を対象として行うもの又は登録PTS取引正会員の顧客及び登録PTS運営正会員の顧客を対象として行うものをいう。

20 自社顧客型登録PTS運営業務

登録PTS運営業務のうち、登録PTS運営正会員の顧客のみを対象として行うものをいう。

21 発行体

認可PTS銘柄又は登録PTS銘柄の発行者（金商法第2条第5項に規定する「発行者」をいう。）をいう。

(法令等の遵守)

第3条 正会員は、私設取引システムによる電子記録移転権利及び適用除外電子記録移転権利の取引を行うに当たっては、この規則によるほか、金商法その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。

(社内規則の制定等)

第4条 認可PTS運営正会員は、認可PTS運営業務を行うに当たり、次の各号に掲げる事項を定めた社内規則を作成しなければならない。

- 1 認可PTS銘柄の適正性の審査に関する事項
 - 2 認可PTS銘柄の取扱廃止基準に関する事項
 - 3 発行体との契約に関する事項
 - 4 適時の情報提供に関する事項
 - 5 売買審査の実施に関する事項
 - 6 価格情報の公表等に関する事項
 - 7 発行体への措置及び認可PTS銘柄の売買停止措置等に関する事項
 - 8 受渡決済に関する事項
 - 9 国内の取引所金融商品市場に上場している有価証券（以下「上場有価証券」という。）との誤認防止措置に関する事項
 - 10 認可PTS取引正会員に遵守させるべき事項
- 2 認可PTS取引正会員は、認可PTS取引業務を行うに当たり、認可PTS運営正会員が前項第10号に基

づき社内規則で定める事項を遵守しなければならない。

(登録PTS運営正会員における社内規則の制定等)

第4条の2 登録PTS運営正会員は、登録PTS運営業務を行うに当たり、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を定めた社内規則を作成しなければならない。

- 1 取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員 取次型登録PTS運営業務に係る以下の事項
 - イ 登録PTS銘柄の適正性の審査に関する事項
 - ロ 登録PTS銘柄の取扱廃止基準に関する事項
 - ハ 発行体との契約に関する事項
 - ニ 適時の情報提供に関する事項
 - ホ 売買審査の実施に関する事項
 - ヘ 価格情報の公表等に関する事項
 - ト 発行体への措置及び登録PTS銘柄の売買停止措置等に関する事項
 - チ 受渡決済に関する事項
 - リ 上場有価証券及び認可PTS銘柄との誤認防止措置に関する事項
 - ヌ 登録PTS取引正会員に遵守させるべき事項

- 2 自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員 自社顧客型登録PTS運営業務に係る以下の事項（ただし、公募登録PTS銘柄を取り扱う場合、ハ、ニ及びトは除く。）

- イ 登録PTS銘柄の適正性の審査に関する事項
- ロ 登録PTS銘柄の取扱廃止基準に関する事項
- ハ 発行体との契約に関する事項
- ニ 適時の情報提供に関する事項
- ホ 売買審査の実施に関する事項
- ヘ 価格情報の提供等に関する事項
- ト 発行体への措置に関する事項
- チ 登録PTS銘柄の売買停止措置等に関する事項
- リ 受渡決済に関する事項
- ヌ 上場有価証券及び認可PTS銘柄との誤認防止措置に関する事項

- 2 登録PTS取引正会員は、登録PTS取引業務を行うに当たり、登録PTS運営正会員が前項第1号ヌに基づき社内規則で定める事項を遵守しなければならない。

(業務内容の公表等)

第5条 認可PTS運営正会員及び登録PTS運営正会員は、自社が行う認可PTS運営業務又は登録PTS運営業務の内容について自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により公表しなければならない。ただし、自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員が、自社が行う自社顧客型登録PTS運営業務の内容について、登録PTS銘柄取引を行う顧客に対して説明を行う場合はこの限りでない。

(認可PTS銘柄の適正性審査)

第6条 認可PTS運営正会員は、電子記録移転権利（金融商品取引法施行令第2条の13第8号から第12号に規定する電子記録移転権利に限る。以下本条及び第7条第1項において同じ。）を新たに認可PTS銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該電子記録移転権利の適正性について、次の各号に掲げる事項について審査を行わなければならない。

- 1 発行体が金商法第24条第5項において準用する同条第1項の規定により有価証券報告書（同項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）を提出しなければならない者であること

- 2 資産の流動化のスキームの合理性、適切性
- 3 発行体及び運用会社等（当該電子記録移転権利に係る資産運用会社、投資顧問会社等に相当する者をいう。以下同じ。）におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況
- 4 受益者等と発行体及び運用会社等との間における利益相反状況
- 5 発行体及び運用会社等の財務状況
- 6 発行体及び運用会社等における有価証券報告書の提出及び適時の情報提供を適正に行うための態勢整備の状況
- 7 発行体及び運用会社等が反社会的勢力（「定款の施行に関する規則」第13条に規定する反社会的勢力をいう。）との関係を有しないこと
- 8 当該電子記録移転権利の権利移転等に関する事項
- 9 その他投資者保護の観点から認可PTS運営正会員が必要と認める事項

（登録PTS銘柄の適正性審査）

第6条の2 登録PTS運営正会員は、電子記録移転権利又は適用除外電子記録移転権利（金商法第30条第1項第4号に掲げる有価証券に該当する場合に限る。以下本条及び第7条第2項において同じ。）を新たに登録PTS銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該電子記録移転権利又は適用除外電子記録移転権利の適正性について、当該各号に掲げる事項について審査を行わなければならない。

- 1 資産の流動化のスキームの合理性、適切性
- 2 発行体及び運用会社等におけるコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の状況
- 3 受益者等と発行体及び運用会社等との間における利益相反状況
- 4 発行体及び運用会社等の財務状況
- 5 発行体及び運用会社等における有価証券報告書の提出を適正に行うための態勢整備の状況（発行体が第6条第1項第1号に該当する者である場合に限る。）
- 6 発行体及び運用会社等における適時の情報提供を行うための態勢整備の状況（自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員が電子記録移転権利を公募登録PTS銘柄に追加する場合を除く。）
- 7 発行体及び運用会社等が反社会的勢力との関係を有しないこと
- 8 当該電子記録移転権利又は適用除外電子記録移転権利の権利移転に関する事項
- 9 その他投資者保護の観点から登録PTS運営正会員が必要と認める事項

（発行体との契約締結）

第7条 認可PTS運営正会員は、電子記録移転権利を新たに認可PTS銘柄に追加する場合には、あらかじめ、当該電子記録移転権利の発行体との間で次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。

- 1 発行体による認可PTS運営正会員への適時の情報提供に関する事項
 - 2 発行体又は運用会社等のウェブサイト等における適時の情報提供の情報内容の公表に関する事項
 - 3 発行体による認可PTS運営正会員への適時の情報提供が実施されない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合の措置に関する事項
 - 4 発行体による認可PTS運営正会員への適時の情報提供に必要な情報を運用会社等が保有している場合、当該運用会社等の協力を得る旨
 - 5 前各号に掲げる事項のほか、認可PTS運営正会員の定める規則を遵守する旨
- 2** 登録PTS運営正会員は、電子記録移転権利又は適用除外電子記録移転権利を新たに登録PTS銘柄に追加する場合（自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員が電子記録移転権利を公募登録PTS銘柄に追加する場合を除く。）には、あらかじめ、当該電子記録移転権利又は適用除外電子記

録移転権利の発行体との間で次の各号に掲げる事項について定めた契約を締結しなければならない。

- 1 発行体による登録PTS運営正会員への適時の情報提供に関する事項
- 2 発行体又は運用会社等のウェブサイト等における適時の情報提供の情報内容の公表等に関する事項（適用除外電子記録移転権利を登録PTS銘柄に追加する場合を除く。）
- 3 発行体による登録PTS運営正会員への適時の情報提供が実施されない場合及び提供された情報の内容が不適切な場合の措置に関する事項
- 4 発行体による登録PTS運営正会員への適時の情報提供に必要な情報を運用会社等が保有している場合、当該運用会社等の協力を得る旨
- 5 前各号に掲げる事項のほか、登録PTS運営正会員の定める規則を遵守する旨

（認可PTS銘柄の発行体による適時の情報提供）

第8条 認可PTS運営正会員は、前条第1項の契約において、同項第1号により定める発行体による認可PTS運営正会員への適時の情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

- 1 発行体から認可PTS運営正会員に適時の情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項
 - イ 認可PTS銘柄について、金商法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出しなければならない場合
 - ロ 投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生があった場合（イに掲げる場合を除く。）
 - ハ イ及びロに掲げる場合の他、認可PTS運営正会員が必要と認める場合
 - 2 発行体から認可PTS運営正会員に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項
 - イ 前号イに該当する場合、提出する臨時報告書の記載事項
 - ロ 前号ロに該当する場合、当該投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の内容
 - ハ 前号ハに該当する場合、認可PTS運営正会員が必要と認める事項
 - 3 発行体の認可PTS運営正会員に対する情報提供の期限
- 2 認可PTS運営正会員は、発行体から適時の情報提供を受けた場合、当該情報内容を速やかに自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により公衆の縦覧に供しなければならない。
- 3 認可PTS運営正会員は、前項に基づき公衆の縦覧に供した情報の内容の適正性の確保に努めるものとする。

（登録PTS銘柄の発行体による適時の情報提供）

第8条の2 取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員は、第7条第2項の契約において、同項第1号により定める発行体による登録PTS運営正会員への適時の情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

- 1 発行体から登録PTS運営正会員に適時の情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項
 - イ 登録PTS銘柄について、金商法第24条の5第4項に基づき臨時報告書を提出しなければならない場合
 - ロ 登録PTS銘柄について、公表した特定証券情報等について、金商法第27条の31第4項又は第27条の32第3項に該当した場合
 - ハ 投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の決定・発生があった場合（イ又はロに掲げる場合を除く。）
 - ニ イからハに掲げる場合の他、登録PTS運営正会員が必要と認める場合
- 2 発行体から登録PTS運営正会員に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項
 - イ 前号イに該当する場合、提出する臨時報告書の記載事項

- ロ 前号ロに該当する場合、訂正する情報の内容
 - ハ 前号ハに該当する場合、当該投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の内容
 - ニ 前号ニに該当する場合、登録PTS運営会員が必要と認める事項
- 3 発行体の登録PTS運営正会員に対する情報提供の期限
- 2 自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員は、当該自社顧客型登録PTS運営業務における第7条第2項の契約において、同項第1号により定める発行体による登録PTS運営会員への適時の情報提供に関し、次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。
- 1 発行体から登録PTS運営正会員に適時の情報提供が必要な場合として、次に掲げる事項
 - イ 登録PTS銘柄について公表等を行った特定証券情報等について、金商法第27条の31第4項又は第27条の32第3項に該当した場合
 - ロ イに掲げる場合の他、登録PTS運営正会員が必要と認める場合
 - 2 発行体から登録PTS運営会員に適時の情報提供をすべき事項として、次に掲げる事項
 - イ 前号イに該当する場合、訂正する情報の内容
 - ロ 前号ロに該当する場合、登録PTS運営正会員が必要と認める事項
 - 3 発行体の登録PTS運営正会員に対する情報提供の期限
- 3 登録PTS運営正会員は、発行体から適時の情報提供を受けた場合、当該情報内容を速やかに自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により公衆の縦覧に供しなければならない。ただし、自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員が、当該自社顧客型登録PTS運営業務に係る顧客に当該情報を提供した場合は、公衆の縦覧に供することを要しない。
- 4 登録PTS運営正会員は、前項に基づき公衆の縦覧に供した情報又は顧客に提供した情報の内容の適正性の確保に努めるものとする。

（認可PTS銘柄の価格情報の公表等）

- 第9条** 認可PTS運営正会員は、認可PTS銘柄の約定価格、最終気配（認可PTS運営正会員の売買価格の決定方法により最終気配が形成されない場合を除く。以下同じ。）及び出来高を自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により、毎営業日、公表しなければならない。
- 2 認可PTS運営正会員は、認可PTS取引正会員より認可PTS銘柄の約定価格等（約定価格又は気配情報（最良気配及び数量をいう。）をいう。以下同じ。）の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。
- 3 認可PTS取引正会員は、顧客より認可PTS銘柄（当該認可PTS取引正会員が行う認可PTS取引業務により取引されるものに限る。次条及び第13条第2項において同じ。）の約定価格等の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。

（登録PTS銘柄の価格情報の公表等）

- 第9条の2** 取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員は、登録PTS銘柄の約定価格、最終気配及び出来高を自社のウェブサイトに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（投資者が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）により、毎営業日、公表しなければならない。
- 2 取次型登録PTS業務を行う登録PTS運営正会員は、登録PTS取引正会員より登録PTS銘柄の約定価格等の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。
- 3 自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員及び登録PTS取引正会員は、顧客より登録PTS銘柄（当該登録PTS運営会員が行う当該自社顧客型登録PTS運営業務又は当該登録PTS取引正会員が行う登録PTS取引業務により取引されるものに限る。次条及び第13条第3項及び第4項において

同じ。)の約定価格等の提供を求められた場合には、速やかに直近の約定価格等を提示できる態勢を整備しなければならない。

(不公正取引等の防止)

第10条 認可PTS取引正会員及び登録PTS取引正会員は、認可PTS取引業務又は登録PTS取引業務を行うに当たり、次の各号に掲げる取引を防止する態勢を整備しなければならない。

- 1 仮装売買、馴合い売買等の不正な手段を用いて行われる取引
 - 2 認可PTS銘柄又は登録PTS銘柄について他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を仮装し又は相場に不当な影響を与え若しくは実勢を反映しない作為的相場を形成する等の目的をもって、順次に気配若しくは売買価格を高くして買付けを行う又は順次に気配若しくは売買価格を低くして売付けを行う等の取引
 - 3 他の投資者に相場が自然に形成されたと誤解させて売買取引に誘い込むことを目的として、約定させる意思のない買付け又は売付けを行う等の取引
- 2 前項各号に掲げる不公正取引のほか、認可PTS取引正会員及び登録PTS取引正会員は、認可PTS銘柄又は登録PTS銘柄の取引状況に比し、過当とみられる取引を防止する態勢を整備しなければならない。

(売買審査の実施)

第11条 認可PTS運営正会員及び登録PTS運営正会員は、認可PTS銘柄又は登録PTS銘柄の取引について、第4条第1項第5号又は第4条の2第1項第1号ホ若しくは同項第2号ホにより定めた社内規則に基づき適切に売買審査を行わなければならない。

- 2 認可PTS運営正会員又は取次型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員は、前項に定める売買審査を行った結果、不公正取引等(前条第1項各号及び第2項に掲げる取引のほか、当該認可PTS運営正会員又は登録PTS運営正会員が不公正取引等と認める取引をいう。以下同じ。)に該当する又は不公正取引等につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引の媒介等を行った認可PTS取引正会員又は登録PTS取引正会員に対し注意喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該認可PTS取引正会員又は登録PTS取引正会員との間で行う認可PTS運営業務又は登録PTS運営業務の停止その他の適切な措置を講じなければならない。
- 3 自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員は、第1項に定める売買審査を行った結果、不公正取引等に該当する又は不公正取引等につながるおそれがあると認識した場合には、第4条の2第1項第2号ホにより定めた社内規則に基づき適切な措置を講じなければならない。

(売買停止措置)

第12条 認可PTS運営正会員及び登録PTS運営正会員は、第4条第1項第7号又は第4条の2第1項第1号ト若しくは同項第2号チにより定めた社内規則に基づき適切に売買停止措置を講じなければならない。

(上場有価証券との誤認防止措置)

第13条 認可PTS運営正会員は、認可PTS銘柄が上場有価証券ではないことについて自社のウェブサイト上で明示しなければならない。

- 2 認可PTS取引正会員は、認可PTS銘柄が上場有価証券ではないことについて、顧客に説明を行わなければならない。
- 3 登録PTS運営正会員は、登録PTS銘柄が上場有価証券及び認可PTS銘柄ではないことについて自社のウェブサイト上で明示しなければならない。ただし、自社顧客型登録PTS運営業務を行う登録PTS運営正会員が、当該自社顧客型登録PTS運営業務に係る顧客に対して説明を行った場合はこの

限りでない。

- 4 登録 PTS 取引正会員は、登録 PTS 銘柄が上場有価証券及び認可 PTS 銘柄ではないことについて、顧客に説明を行わなければならない。

(取引公正性の確保)

第 14 条 認可 PTS 運営正会員及び登録 PTS 運営正会員は、顧客との間で認可 PTS 銘柄又は登録 PTS 銘柄の売買を行うに当たっては、合理的な方法で算出された時価を基準として適正な価格により取引を行い、その取引の公正性を確保しなければならない。

(PTS 運営正会員及び登録 PTS 運営正会員に対する準用)

第 15 条 第 9 条第 3 項、第 9 条の 2 第 3 項及び第 10 条の規定は、認可 PTS 運營業務又は登録 PTS 運營業務のうち、認可 PTS 取引正会員又は登録 PTS 取引正会員による媒介等が行われない取引を行う認可 PTS 運営正会員又は登録 PTS 運営正会員について準用する。この場合において、これらの規定中「認可 PTS 取引正会員」又は「登録 PTS 取引正会員」とあるのは「認可 PTS 運営正会員」又は「登録 PTS 運営正会員」と、「認可 PTS 取引業務」又は「登録 PTS 取引業務」とあるのは「認可 PTS 運營業務」又は「登録 PTS 運營業務」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則 (2023 年 6 月 20 日決議)

この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (2024 年 11 月 12 日決議)

この規則は、令和 6 年 11 月 21 日から施行する。